

社会調査からみた唄教授の家族法学

湯沢 雅彦

一 法学者による社会調査

戦前の日本では、社会科学者とくに法学者による現実問題に直接触れる社会調査はきわめて乏しいものであった。皆無とは言えないまでも、数点ないし数十点にとどまったのではないだろうか。国や都道府県が行政上の目的で実施するもの以外の社会調査は、軍事上の秘密や思想上の危惧に関わるものとして抑制されがちであったし、社会調査の技法や分析に関する科学も存在しなかったし、解釈法学こそ法学の王道と考えていた大部分の法学者にとっては、社会調査の必要性すらも考えなかったのではないだろうか。

そういう状況の中で、昭和一八（一九四三）年という年に東京大学法学部で川島武宜教授のゼミナールに所属したことは、調査マンとしての唄教授の育成に少なからざる意味をもった。川島教

授は、太平洋戦争末期であるにもかかわらず、昭和一八年に長野県下伊那郡上久堅村の農村慣行調査、同一九年には三重県志摩郡安乗村の婚姻・親族調査を実施された。この両調査に参加したことが唄教授の調査法の基礎を作ったものと十分推測できる。とくに後者は、長期間の参与的観察を個人で続け、自ら「青春の記念碑」とよぶにふさわしい苦闘の日々をなめたのである。

さて、戦後を迎え、窮乏と混乱の時期を一応脱した昭和二〇年代後半からは、法学者による社会調査が爆発的に増加する。とくに制度が、抜本的に改革された家族法の領域については最大の関心が集まり、同時に大改革がなされた労働問題、農地問題・教育問題等をはるかに抜いて多くの社会調査が実施された。「調査なくして理論なし」と叫ばれた声にのり、法社会学もにわかに盛んになったことも、これに拍車をかけた。

とにかく、社会調査の大きな波が消えかかっている今から振り返ってみると、まったく信じられないほどだが、昭和二〇年代後

半から四〇年代にかけての四半世紀には、法学者による家族法関連領域の社会調査が華々しく流行した時代だったのである。

二 その領域別分布

その調査領域をこまかく分類してみると、次のようなことが言える。

たまたま筆者は、福島正夫編『家族・政策と法』第三卷「戦後日本家族の動向」の巻末で、昭和五〇年に至る戦後三〇年間の家族調査全体の分類を試みたことがある。

社会学・経済学・法学・心理学・家政学などの諸科学に属する家族調査八五〇点を収集し、それを三一分野に分類したところ、法学研究者によるものは一三分野に出現した。

その調査件数は次のようであった。

主婦の生活……………	二
結婚の慣習……………	一二
離婚の実態……………	一〇
内縁・婚姻予約……………	五
養子縁組……………	九
老人一般……………	三
老人扶養……………	九
隠居……………	二
相続……………	五二

親族・同族……………	四
農村の家族……………	一五
家事事件……………	二〇
その他……………	五

家族法の中心である婚姻・離婚の実態や大幅に改正した養子縁組・老人扶養、創設された家庭裁判所での取扱ひ事件にかなりの調査が集中したことは十分納得のいくことだが、その全部に匹敵するほどの多い件数が「相続」なканずく「農家相続」の調査に当てられていたことは驚くほどである。

いわゆる均分相続を規定した新民法のもとでは、相続のたびごとに農地は細分化されて日本農業を破壊に導くのではないか、との疑問は、新民法の立案当時から現在に致るまで、絶えることなく出し続けられている大問題の一つである。一方、農業の近代化、進展のためには、しかし、規模拡大が第一の前提とされている。この「近代化」というなかにもつ矛盾を社会科学者はどう考え、解決すべきであろうか。近代化にかかる相続の問題は、当時の法学者にとって大きな関心事であったのである。

咽教授の戦後における社会調査のスタートも、この農家相続調査から切られている。

一九五一（昭和二六）年、日本私法学会が実施した全国調査の一環として行われた長野県更級郡上山田町に対する調査がそれなのに、「信州リンゴ村における相続の実態」としてまとめられている。もっともそれは、我妻栄教授をチーフとする多人数調査

団の一人としての参加であり、上山田村の調査概要も『私法』七号と、農林省『農家相続の実態』に掲載されている。唄教授は、別に個人的に二〇〇枚を超える大きな論文にまとめていて、ゲラ刷までにはなっていたのだが、今回（一九九三年）の著作集第四巻に第三章として収録されるまで、印刷物にはならなかったのである。

教授はその結論の一部を、次の言葉で結んでいる。「以上、われわれは、各共同相続人が、いかに家協同体に埋没し、いかにして、それから独立してゆくかの条件を、検討しようとした。そして、そこから、あるいは、かれら自身の労働の対価性、あるいは、生前贈与との差引計算、あるいは、「扶養請求」との代償関係など、一見近代的な諸原理とおぼしき原理に媒介されながら、なおそれが近代的なそれとはやはり質的にちがうものではないかということ、すなわち、それがけっきょく一定の団体法的秩序を前提するものであり、対価といい代償といい差引計算というも、しよせんそれがこの団体の枠内のものであること、そして、そのかぎりにおいて、そこで問題になる扶養もなお近代的・個人的な請求権とはちがう、家的扶養であることを推論してきたのである。」

もともと当時、教授は家族法関係の調査のみに従っていたのではなく、一九四七（昭和二二）年実施の工事現場調査にも従事しており、その調査結果も大部の論文としてもこざれていた。しかしこれも発表の機会がなく、実に三〇年間も眠っていたものを、江守五夫教授らの尽力で比較家族史研究会の機関誌第一号に発表

されて陽の目をみた。「土建工事現場における親分子分関係」（著作集第四巻第五章に転載）がそれである。しかし、これについては、私に紹介の能力がない。

三 唄社会調査の二大側面

以上を出発点として、数々の社会調査が累積されていく。自ら執筆された直接の報告は、著作集第四巻中の一章・三章・五章の三つにすぎないが、報告のまとめを私に譲られた長野県諏訪郡湖南村の相続調査（三回以上参加）、『転換期における家事資料の研究』での家裁訪問、をはじめ、著作集第二巻の「氏の変更」、第三巻の「内縁ないし婚姻予約の研究」ですら社会調査をふまえて解釈法学を展開されているのであるから、回数としてはきわめて多いものになる。

それらは、対象からみても多岐にわたるが、調査の方向からみて、私には二つの大きな側面があったのではないかと思われる。それを分けて紹介してみよう。

A 家事事件の原資料を探る

これらは、研究資料のいわば「原点発掘調査」ともいえる手法であり態度である。一般には、書斎と研究室を往復して研究書と発表された判例集のみを相手とする「アームチェア派」の法学者が大部分と思われるが、唄教授はそれとははっきり別のタイプで、

自ら歩いて原資料を確かめねばやまぬタイプの学者である。

まず『氏の変更』がそれで、昭和二五年から二六年にかけて全国二一カ所もの家庭裁判所を歩いて（当時は旅行すること自体が大変な時代だったが）、記録倉庫に埋もれている審判例を事件記録から収集して分析された成果が中心なのである。

次の『内縁ないし婚姻予約』の研究は、大審院大正四年「婚姻予約有効判決の再検討」を中心とするもので、疑問の打開のために、現地茨城県下妻地方へ出向き、区裁判決の原文に当り、事件当時の婚姻慣行を聞きとり、苦勞を重ねて事件発生から四五年もたった男女両当事者に会うところまでやっている。

私は、昭和三〇年代のなかばに、何回かにわたって唄ゼミに出席したことがあるが、いつまでもこの問題を追求している姿に啞然としたことを憶えている。しかも教授は、二〇年間もこの追求を続けたのである。

今回の四巻の著作集のどれにも洩れてしまったが、家事資料研究会による『転換期における家事資料の研究』のまとめも、この方面の重要な一部だと私には思われる。

知る人が少ないと思われるので、やや詳しく述べると、この書の特徴は、昭和二三・二四年という家裁発足時のナマの家事事件を分析しているという点にある。周知のとおり、わが国の家事裁判機関は昭和二三年一月家事審判所としてスタートし、翌二四年一月から家庭裁判所に改組して現在に至っているが、その当時の事件の内容やこまかい統計の記録は残っていないのである。

このような、いわば空白な時代——しかし将来の基礎を作ったであろう重要な時代——の事件資料について、この研究会が直接掘り起して検討を加えたことは、たとえ僅かな限定された地域の家裁のものとはいえ、大きな意義をもつことはいうまでもない。このことは、我妻栄氏の「はしがき」でも最初に強調されているところである。

本書は、家事資料研究会というグループによって執筆され、刊行されたものである。このグループは、我妻栄氏を代表とし、唄教授を中央事務局長として昭和三四年に発足し、少なくとも本書が刊行された三八年まで継続していた（本書は第一輯となっているが、第二輯以降は結局刊行されなかった）。全会員一三〇名の氏名を明らかにするものはないが、登録された会員は二〇名前前で、作業に従事したものは三〇名を越えていたと思われる。

数十年ぶりに改めて本書を通読しての私の印象は、いろいろな意味でこれほど充実した家事調停・審判事件の実際的研究書はめったにないのではないか、ということである。地域の拡がりにおいて、事件の種類が多さにおいて、分析視角の多様性において、である。それは家裁創設期における家族紛争の内容と事件処理手続きの特性を明らかにしたことに、とくに価値があることは言うまでもないが、それ以後の四〇年間においても、これに匹敵する分析作業が存在しないことを思うと、家事裁判制度の歴史の中でも類例のない貴重な品なのである。

B 家族法生活の構造実態に迫る

さてもう一方の角度は、実在する日本家族の構造をきわめようとする社会学的追求である。

それは、前出の上山田町や湖南村の調査にもうかがわれたが、一番よく行われたのは「志摩漁村における親族組織と結婚慣行」でなかったかと思われる。昭和十九年に約二カ月余滞在調査した調査データの上に、戦後すぐと昭和三五年度の調査を加え、さらに昭和四五年七月に統計的調査を加えた。これもマレにみる長期累積調査であった。

この論文前半にイットウとオモシンルイからなる親族組織を総括しているが、これをまとめる時に教授は、社会学者がどう受け取るかを気にしておられた。日本の社会学会ではその少し前に、同族の理解をめぐる「有賀・喜多野論争」と呼ばれる同族論がにぎやかだったからである。しかし本論文は、未だに社会学者に注目されないままである。法学者の論文集に載ったために近寄り難いものと思われたことがあったろうが、類型としての東北型でも西南型でもなく、地主制が存在しない地域での同族論は扱い難かったのではないかとも思われる。

昭和四五年の調査実施中、教授は同行していた私に、「アレさえあれば、アレさえ出てくれば、安乗の親族組織は実によく分るんだがなあ」とさかんにこぼしておられた。アレとはタジベエイトウの大系図のことなのだが、昭和四六年の論文執筆時まで遂

に発見できず、大きな心残りのままに仕上げねばならなかった。ところが、著作集第四巻の四四頁以下にはその一部が載っているではないか。これには、著作集を頂いた私がびっくりしてしまったが、なんでも、都立大学退官の際の大掃除で出てきたのだそうである。したがってこの論文も、最初の着手以来実に五〇年ぶりで完結をみたわけである。

四 その他

唄教授の仕事ぶりは、このようにおそろしく息が長い。ログセの一つである「結論を急ぐな」を身を以て実践される典型的なマラソン型研究者というほかない。われわれのように、調査をしたからには一日も早くまとめないと材料が腐ってしまうと信じこんでいる者とは、発想の根本が違うのである。

教授は、人づきあいに独特な魅力があつて、家事資料調査でも、合同調査の事務局長役ははまり役である。ところが、その仕事の総まとめにはあまり成功しているとはいえない。それは、他人を指揮命令するのが嫌いだし、その成果を手軽に取り入れることもされないからだ。それは、何よりも、トコトン納得がいくまでは結論を出さないという性格の基本に係っているからであらう。

(お茶の水女子大学 家族関係学)